

話し合いによる トラブル解決を お手伝いします

4つの
分野限定



自転車事故 に関する紛争

- 自転車と自転車の衝突
- 自転車と歩行者との衝突
- 自転車が引き起こした物損事故
- ※ 自転車以外の車両との衝突事故は除きます。



愛護動物(ペットその他の動物) に関する紛争

- ペットの医療事故
- ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ペットが受けた噛みつき等の傷害事故
- 血統書付きペットの売買に関する紛争
- 所有者のいない猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・ 教育環境に関する紛争

- 外国人に対する職場のハラスメント
- 外国人の職場での待遇についての不満
- 外国人の就学者に対するいじめ
- 外国人就学者の学校に対するクレーム



建物賃貸借の敷金返還 または原状回復に関する紛争

- 敷金精算に関する紛争
- 賃貸物件の原状回復費用の負担割合に関する紛争
- ※ 三重県内に所在する建物が対象です。

上記は各分野のトラブルの一例です。まずはお気軽にお電話ください。

ADR
とは?

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、「訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」(「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第1条)とされており、仲裁手続、調停手続、その他の手続がこれにあたります。



法務大臣認証裁判外紛争解決機関第169号

行政書士ADRセンター三重

TEL: 059-253-3760

三重県津市広明町328番地 津ビル 2階

FAX: 059-226-4707

Mail: adr@mie-gyoseisyoshi.jp



業務を行う日及び時間／原則として火曜日・水曜日(祝日・夏季休暇・年末年始を除く)午前10時～午後4時